



申請枠区分

通常枠

申請ステータス

年度

2025 年

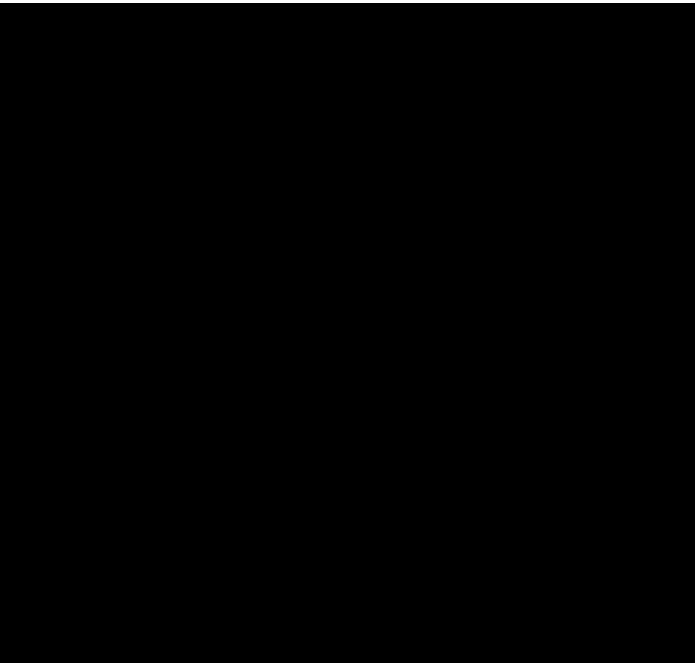
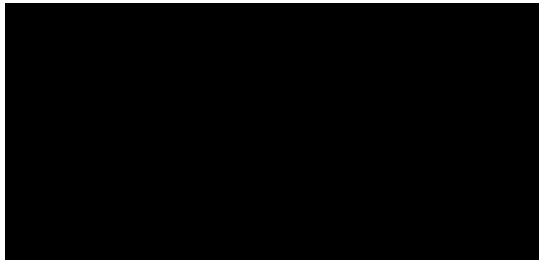
年度回数

1

回/次

回

申請書SharePoint



1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記 4 に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

公益財団法人パブリックリソース財団

団体代表者 役職・氏名

代表理事・理事長 久住 剛

分類

法人番号

2010005018373

団体コード

申請団体の住所

東京都中央区湊二丁目16番25号

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請する

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】
子どもシェルター全国ネットワーク会議	鶴野 一郎	構成団体

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際し、申請事業を実施するためなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

- コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締結までの間にコンソーシアムを構成する全ての団体間で、本誓約書に誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。
- コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

(1)申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

- コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

コンソーシアムに関する監約欄の内容について誓約します

休眠預金活用事業 事業計画書 【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙 1 の対象は、事業計画書の冒頭から「Ⅱ．事業概要」までとします。

必須

申請時入力不要

任意

基本情報

申請団体		資金分配団体			
資金分配団体	事業名（主）	子どもシェルター新設事業 第2フェーズ			
	事業名（副）	虐待などで家に居場所がない10代の子ども・若者に緊急避難と支援の場を			
	団体名	公益財団法人パブリックリソース財団	コンソーシアムの有無	あり	
事業の種類1		①草の根活動支援事業			
事業の種類2		①-1全国ブロック			
事業の種類3					
事業の種類4					

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
☐	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
	☐ ① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	☐ ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
	⑨ その他
☐	(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
	☐ ④ 働くことが困難な人への支援
	☐ ⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
	⑥女性の経済的自立への支援
	⑨ その他
	(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
	⑨ その他
その他の解決すべき社会の課題	

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
_1.貧困をなくそう	1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。	虐待など、親による安定した養育環境がない子どもたちは、その人生において貧困から抜け出せないことが容易に起こる。親からのサポートがなくても自立して豊かな人生を歩むための支援につなげる。
_4.質の高い教育をみんなに	4.5 2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。	親からの支援が得られずぜい弱な立場にある子どもたちが、教育の機会を得られるような支援につなげる。
_5.ジェンダー平等を実現しよう	5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。	性的虐待により家に居られなくなった女子が緊急避難し、必要な支援を受けられる場を提供する。また、家に居場所がない女子が体を売って夜露をしのぐことがないように、十分な数のシェルターが必要である。

1. 団体の社会的役割

(1)団体の目的	193/200字
幹事団体は「意志ある寄付で社会を変える」をミッションに、「寄付者視点」「社会の周縁から始まる変革」「社会的インパクト」の価値を柱に、誰もがもてるものの1%を社会の前進のために活用し、資源が循環する社会の実現を目指す。 構成団体は、全国各地で子どもシェルターを運営する団体の運営支援、経験交流、研修、連携協力等を行い、困難を抱える子どもの権利保障の実現をめざす活動を行うことを目的とする。	
(2)団体の概要・活動・業務	204/200字
幹事団体は、「誰かの力になりたい」という人々の志を寄付で実現するため、個人や企業の資金を社会的事業への投資に結び付ける寄付推進を目的に、オリジナル基金や遺贈、相続財産による寄付、オンライン寄付など多様な寄付方法を提供し、未来を切り拓く寄付の仕組みづくりに取り組む。 コンソーシアム団体は、毎年開催する全国会議での経験交流を中心に、新設団体の設立支援や子どもシェルターに関わる制度改善のアドボカシーに取り組む。	

II.事業概要						国外活動の有無	—	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期	(開始)	2025/11/1	(終了)	2029/3/31	対象地域	全国		本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	子どもシェルターの新設をする団体。 なお、本事業で定義する子どもシェルターとは、 A)虐待などにより家庭に居場所がない子ども・若者：概ね15歳～20歳が B)緊急避難所として数日～2ヵ月程度の間に C)家庭的で安心安全な環境で過ごす中で、心身の疲れを癒すとともに、それまでに侵害されてきた権利を回復し、 D)その子どもの権利と最善の利益が尊重される形で、その後の人生を弁護士や児童福祉司等の専門家と共に考え、退所後の転居が実現する事が可能な緊急の寝食を伴う居場所のことである☑						(人数)	4団体	
最終受益者	虐待（身体的・心理的、ネグレクト、性的虐待、教育虐待）などにより、家庭に居場所がないという過酷な状況に追い込まれた高齢（概ね15歳～20歳）の子ども・若者たち						(人数)	12名×4ヶ所×1年間＝48名	
事業概要	各都道府県に少なくとも1箇所の子どものシェルターを開設することを目標に、最大4件の子どもシェルターを新設する。実行団体は、居場所のない子どもたちの緊急避難所として子どもたちの利益を最優先に考え、シェルターを運営していくことを希望する法人や任意団体を想定。資金分配団体は、そのノウハウとネットワークを駆使して、実行団体がシェルターを開設し、持続的に運営していけるための資金的・非資金的支援をソフト面・ハード面・組織基盤強化の面から行う。本事業は、子どもシェルターを制度に載せるまでの費用について公的な支援がなかったり、実績が必要であったりするため、そこにかかる費用等を助成することで最初の一步を支援する点が特徴である。活用する制度は、第1フェーズを経て複数の制度が候補となることがわかった。第2フェーズでは、どの制度を使うのかの選定から丁寧に伴走しつつ、要件を揃えることを重点的に支援するもので、2年間で実績を積み重ねることを想定。また、いずれの制度を活用するにせよ、子どもの権利の回復・擁護には弁護士の関与が重要であるが、同時に弁護士の参画が新設のハードルであることも第1フェーズでわかった。第2フェーズでは実行団体への弁護士のマッチングを新たに行う。また、子どもシェルターが増えていくための基盤作りとして、認知向上のための広報活動、制度や自治体に対する提言にも力を入れる。								

597/600字

Ⅲ.事業の背景・課題

(1)社会課題	1016/1000字
虐待や複雑な家庭環境等により安全な居場所を失いながらも、既存の公的支援制度の狭間に置かれ、必要な支援に繋がれない子ども・若者が多数存在している。 児童相談所による児童虐待対応件数（2023年度：225,509件）や小中高生の自殺者数（2024年：529人＝過去最多）の増加は、子どもや若者たちを取り巻く環境や彼らが抱える問題の深刻化と、既存の公的システムだけでは救いきれていない現実を示唆している。児童福祉法等の法制度は存在するものの、現実には保護されない、あるいは制度の対象外となる子ども・若者が「制度の狭間」に陥っている。その一例が、児童相談所の一時保護所に頼れない・頼りたくない子どもや、児童福祉法の対象外である18歳以上の若者、そして都市部の商業施設周辺に集まるリスクの高い子どもや若者である。彼らは安全な居場所がなく孤立し、搾取や心身の危険に晒されている。まさに、彼らの人権が侵害され、様々な子どもの権利が守られていない状況であるとともに、根本的に彼らの意見表明権を保障できていない私たち大人や社会に課題があるといえる。 一時保護所は特に都市部で満床になりがちであることに加え、個別支援が必要な子どももあり、定員のみでニーズを測ることはできない。また、児童養護施設への入所は高齢児童になると難しいというのが現状である。 そこで選択肢のひとつとなるのが民間の「子どもシェルター」である。	
子どもシェルターの機能と課題 子どもシェルターの入所期間は通常数日～2ヵ月程度で、スタッフと寝食を共にし家庭的な生活を送る中で、それまでに侵害された子どもの権利を回復させ、その後の人生を弁護士や児童福祉司等の専門家たちと共に考え、次のステップに送り出す。 子どもシェルターにしかできない支援がある一方で、子どもシェルターは全国で21ヶ所しかなく、全ての子どもたちの選択肢としては十分に機能しているとはいえず、課題となっている。その理由のひとつとして、制度利用までのハードルの高さが挙げられる。「①児童自立生活援助事業Ⅰ型（認可型子どもシェルター）」の場合は設立にかかる費用が用意されない。また「②官民協働等女性支援事業」「③社会的養護自立支援拠点事業」については居住支援を予算化していない自治体もあり、場合によっては支援実績等によるニーズの証明が必要なケースもある。「④こども若者シェルター・相談支援事業」については実施団体が無い。	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	229/200字
18歳までの子どもたちへの行政支援策には児童相談所の一時保護や、児童養護施設・自立援助ホームなどの社会的養護施設があるが、高齢児童の緊急避難先としては機能しにくい。現在子どもシェルターは自立援助ホームの枠組みで認可されることが多いが、設立費用はカバーされない。2024年創設の「こども若者シェルター・相談支援事業」は、ガイドラインはできたが、対象者・実施内容等の漠然性や継続性の不確かさなど導入の判断がまだ難しい面もあり、実施している団体は現在のところない。	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	188/200字
幹事団体および構成団体はコンソーシアムとして、休眠預金事業の2021年度 通常枠 草の根支援事業・全国ブロックにて「子どもシェルター新設事業」（第1フェーズ）を実施し、3つの子どもシェルターの開設支援を行うと共に、今後子どもシェルターを増やすための提言を行った。今回の申請事業は、第1フェーズの実施および事後評価で得た成果・知見を生かし、さらにブラッシュアップした事業となる。	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	199/200字
社会の変化に伴う心理的虐待や教育虐待の増加や、トー横やグリ下等の商業施設周辺に集まる子ども・若者の問題や若年妊婦の問題など、子ども・若者を取り巻く課題への注目は高まっているが、そのための公的制度は追いついていないといえる。本事業ではその点に着目し、多様な財源・制度活用による事業のモデル化を行い、制度・自治体に対して提案を目指すものであり、休眠預金等交付金に係わる資金を活用する意義があるといえる。	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
事業終了から10年後に全都道府県に少なくとも1つの子どもシェルターの機能がある状態にする。 子どもシェルターの活動を知ってもらい、地域の多機関が連携することで、社会的養護制度の狭間で居場所をなくした概ね15歳～20歳の子どもへのセーフティネットがある地域や社会になる。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体100字	モニタリング	指標100字	初期値/初期状態100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
A) 実行団体が開設した子どもシェルターで行う権利擁護により①子どもが個人として尊重され、あるがままに受け止められ、その子どもの最善の利益が保障され②家庭的で小規模な住環境の中で安心安全に過ごし、心身の疲れから回復できる（非資金的支援と共通）。		A01) アウトカムAが実現されている度合い（子どもシェルター第三者評価基準に沿ったルーブリック評価を想定） A02) 子どもたちが入所時と退所時の辛さを比較し、辛い気持ちが減る	A01) 子どもシェルター開設前につき、初期値/初期状態は無し A02) 子どもシェルター入所時の子どもたちは辛い状況に置かれている		A01) ルーブリック指標のレーティングSが80%達成している状態 A02) 退所時のアンケートで、100%の子どもたちが入所時と比較して、辛さが軽減したと答える
B) 実行団体が開設した子どもシェルターで、①専門家や関係団体と連携し、②子どもが多角的な視点で見守られ、③子どもを中心として、④その後の人生を専門家たちと考え次のステップに送り出すことができる（非資金的支援と共通）。		B01) アウトカムB実現のための体制が整備されている度合い（子どもシェルター第三者評価基準に沿ったルーブリック評価を想定） B02) 子どもたちが次のステップを考える過程で自分が真ん中に置かれていると感じたかどうか B03) 子どもたちが退所後の転居先に対して納得感を持っている	B01) 子どもシェルター開設前につき、初期値/初期状態は無し B02) 子ども入所前につき、初期値/初期状態は無し B03) B02) 子ども入所前につき、初期値/初期状態は無し		B01) ルーブリック指標のレーティングSが80%達成している状態 B02) 退所時のアンケートで、100%の子どもたちがケース会議において自分が真ん中に置かれていると感じたと答える B03) 退所時のアンケートで、100%の子どもたちが退所後の転居先について納得感があると答える☑
C) 実行団体において、子どもシェルターを持続的に運営していくための資金が確保される（非資金的支援と共通）。		C01) 設置予定自治体において制度利用のための契約が完了し、資金を得ている C02) 実行団体に即した財源バランス・資金調達の計画ができる C03) 寄付金獲得のための会員制度や寄付システム等が整備される C04) 寄付金額	C01) 設置予定自治体において利用するための制度が決定されておらず、自治体とも合意形成されていない C02) 実行団体に即した財源バランスが不明で、資金調達に関する計画もない C03) 寄付金獲得のための準備が整っていない C04) 寄付金を獲得していない		C01) 設置予定自治体において措置費または委託費を得ている C02) 財源バランス・資金調達の計画ができている C03) 寄付金獲得のための会員制度や寄付システム等が整備されている C04) 寄付金の獲得目標額に対する達成度合いが100%を超える

D) 実行団体において、持続可能な組織体制が構築される（非資金的支援と共通）。		D01) 子どもシェルターを運営するために必要な組織の運営体制ができる D02) 職員やボランティアのやる気を引き出し、働きやすい環境が整備されているかの度合い（寄付適格性評価該当項目に沿った評価を想定）	D01) 子どもシェルター開設前につき、初期値/初期状態は無し D02) 子どもシェルター開設前につき、初期値/初期状態は無し		D01) 子どもシェルターを運営するために必要な組織の運営体制ができている D02) 寄付適格性評価該当項目において、職員やボランティアのやる気を引き出し、働きやすい環境が整備されていることが総合的に評価できている
---	--	---	--	--	--

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
A) 実行団体が開設した子どもシェルターで行う権利擁護により①子どもが個人として尊重され、あるがままに受け止められ、その子どもの最善の利益が保障され②家庭的で小規模な住環境の中で安心安全に過ごし、心身の疲れから回復できる（資金的支援と共通）。		A01) アウトカムAが実現されている度合い（子どもシェルター第三者評価基準に沿ったループリック評価を想定） A02) 子どもたちが入所時と退所時の辛さを比較し、辛い気持ちが減る	A01) 子どもシェルター開設前につき、初期値/初期状態は無し A02) 子どもシェルター入所時の子どもたちは辛い状況に置かれている				A01) ループリック指標のレーティングSが80%達成している状態 A02) 退所時のアンケートで、100%の子どもたちが入所時と比較して、辛さが軽減したと答える
B) 実行団体が開設した子どもシェルターで、①専門家や関係団体と連携し、②子どもが多角的な視点で見守られ、③子どもを中心として、④その後の人生を専門家たちと考え次のステップに送り出すことができる（資金的支援と共通）。		B01) アウトカムB実現のための体制が整備されている度合い（子どもシェルター第三者評価基準に沿ったループリック評価を想定） B02) 子どもたちが次のステップを考える過程で自分が真ん中に置かれていると感じたかどうか B03) 子どもたちが退所後の転居先に対して納得感を持っている	B01) 子どもシェルター開設前につき、初期値/初期状態は無し B02) 子ども入所前につき、初期値/初期状態は無し B03) B02) 子ども入所前につき、初期値/初期状態は無し				B01) ループリック指標のレーティングSが80%達成している状態 B02) 退所時のアンケートで、100%の子どもたちがケース会議において自分が真ん中に置かれていると感じたと答える B03) 退所時のアンケートで、100%の子どもたちが退所後の転居先について納得感があると答える☑
C) 実行団体において、子どもシェルターを持続的に運営していくための資金が確保される（資金的支援と共通）。		C01) 設置予定自治体において制度利用のための契約が完了し、資金を得ている C02) 実行団体に即した財源バランス・資金調達の計画ができる C03) 寄付金獲得のための会員制度や寄付システム等が整備される C04) 寄付金額	C01) 設置予定自治体において利用するための制度が決定されておらず、自治体とも合意形成されていない C02) 実行団体に即した財源バランスが不明で、資金調達に関する計画もない C03) 寄付金獲得のための準備が整っていない C04) 寄付金を獲得していない				C01) 設置予定自治体において措置費または委託費を得ている C02) 財源バランス・資金調達の計画ができている C03) 寄付金獲得のための会員制度や寄付システム等が整備されている C04) 寄付金の獲得目標額に対する達成度合いが100%を超える

D) 実行団体において、持続可能な組織体制が構築される（資金的支援と共通）。		D01) 子どもシェルターを運営するために必要な組織の運営体制ができる D02) 職員やボランティアのやる気を引き出し、働きやすい環境が整備されているかの度合い（寄付適格性評価該当項目に沿った評価を想定）	D01) 子どもシェルター開設前につき、初期値/初期状態は無し D02) 子どもシェルター開設前につき、初期値/初期状態は無し		D01) 子どもシェルターを運営するために必要な組織の運営体制ができている D02) 寄付適格性評価該当項目において、職員やボランティアのやる気を引き出し、働きやすい環境が整備されていることが総合的に評価できている
E) 実行団体が開設する子どもシェルターがモデル事業として、新規に子どもシェルターを立ち上げたい自治体や人にとって、制度選択を行う際の有力な情報となっている。		E01) 実行団体の開設する子どもシェルターのバリエーション（制度、地域性、受益者の特性）に対する関係者の納得度の度合い E02) 子どもシェルター新設を考える人や自治体に対して、実行団体のモデル事業が共有され、参考事例として認識されている	E01) 子どもシェルター開設前につき、初期値/初期状態は無し E02) 情報発信を行っていないため、初期値/初期状態は無し		E01) 実行団体の開設する子どもシェルターのバリエーション（制度、地域性、受益者の特性）が整理されており、関係者の100%が納得感を持っている E02) 子どもシェルター新設を考える人や自治体に対して、実行団体のモデル事業が共有され、参考事例として認識されている
F) 新しい子どもシェルターを立ち上げやすい、または、既存の子どもシェルターが継続しやすい環境が整備される。		F01) 新規子どもシェルターの開設、あるいは既存の子どもシェルターの継続を支えるためのレディネスの度合い F02) 新規子どもシェルターの開設を検討している団体の見通し F03) 既存の子どもシェルターの継続運営の見通し	F01) 構成団体において、支援策を構築し、モデル実施している状態 F02) 初期値/初期状態は無し F03) 既存の子どもシェルターのうち、休止状態にあるシェルターがあるほか、継続運営の見通しが不十分な団体がある		F01) 新規子どもシェルターの開設を支えるための事務局の受け入れ体制が整っている状態 F02) 新規子どもシェルターの開設を検討している団体が1以上存在している状態 F03) 既存の子どもシェルターのうち、事業開始前に比べて休止状態になる子どもシェルターが増えない状態

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期
【公募～契約】関係するアウトカム：A,B,C,D ・公募・審査を経て本事業の合致した4つの実行団体が採択される ・実行団体と資金提供契約書を締結する	【0年目・1年目】2026年4月まで
【新設する子どもシェルターの準備（支援内容の策定）】関係するアウトカム：A,B,C,D ・団体内でどのような子どもシェルターを設立するのか（規模、場所、受益者）の合意形成を行う ・上記について、ニーズと合っているかを確認する ・利用する制度を想定する	【2年目】2027年9月まで

【新設する子どもシェルターの準備（ハード面）】関係するアウトカム：A,B ・設立を目指す子どもシェルターに必要な物件の要件を割り出す ・必要な物件を確保する	【2年目】2027年9月まで
【新設する子どもシェルターの準備（ソフト面）】関係するアウトカム：A,B,D ・必要な人材（スタッフ・ボランティア・コタン＝子ども担当弁護士等）の求める能力や人数、要件を割り出す ・支援、法人運営に児童福祉や心理、医療分野等の多様な専門家の参加を求めるための方策を立てる ・就労に関わる規定を整える ・人材を雇用する ・職員研修、ボランティア研修、コタン研修等を行う	【2年目】2027年9月まで
【新設する子どもシェルターの準備（権利保障）】関係するアウトカム：A,B,C,D ・支援、団体運営に対して、子どもの権利に精通した弁護士の参加を求めるための方策を立てる ・コタン（＝子ども担当弁護士）を確保し研修を行う	【2年目】2027年9月まで
【新設する子どもシェルターの準備（行政への対応）】関係するアウトカム：C ・利用する制度の想定を元に、行政との協議を行う ・制度利用の合意を得る（行政側での予算化の見込みが取れる） ・制度利用までの必要な手続き、流れ、スケジュールを明らかにする	【2年目】2027年9月まで
【新設する子どもシェルターの準備（関係機関等への対応）】関係するアウトカム：B ・児童相談所をはじめとした関係機関等を把握する ・児童相談所をはじめとした関係機関等との関係構築を行う ・必要に応じて連携協定を結ぶ	【2年目】2027年9月まで
【新設する子どもシェルターの準備（情報発信）】関係するアウトカム：A,B ・子どもたちにリーチするための広報物やクリエイティブを制作する ・子どもたちにリーチするためのWEBページや必要に応じてSNSアカウントを整備する ・地域や関係機関、マスコミに向けた情報発信の体制やシステムの整備（WEB、リリース、メルマガなど）を行い、発信する	【2年目】2027年9月まで
【新設する子どもシェルターの準備（バックオフィスと法人化）】関係するアウトカム：D ・法人化に向けて、法人格を何にするのかを決定する ・法人化する ・経理業務をはじめとしたバックオフィス機能を整える	【2年目】2028年3月まで
【新設する子どもシェルターの開設】関係するアウトカム：A,B ・子どもシェルターを開設する ・開設されたことを関係機関等に周知する	【2年目】2028年3月まで
【新設する子どもシェルターでの支援実施】関係するアウトカム：A,B ・子どもを受け入れる ・子どもに対して支援活動を行う	【3年目】子どもシェルター開設～2029年2月まで
【事業終了後を見据えた出口戦略の確定】関係するアウトカム：A,C,D ・（要件であれば）制度利用に向けて実績を積む ・休眠預金事業終了後に必要な財務計画を作成する	【3年目】2029年2月まで
【ファンドレイジング】関係するアウトカム：C ・ファンドレイザーの支援を受け資金調達計画を策定する ・ファンドレイザーの支援を受け継続的な寄付金獲得のための会員制度・サポーター制度を構築する ・ファンドレイザーの支援を受けオンラインで寄付を獲得するためのシステムの導入と体制構築を行う	【2年目・3年目】2029年2月まで

【継続審査】関係するアウトカム：A,B,C,D ・継続審査会にて事業成果の報告と次年度事業計画を提案 ・継続採択され、審査委員会のフィードバックを受け、次年度計画に役立てる	【1年目・2年目】2027年2月、2028年2月
--	--------------------------

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期
【公募～契約】関係するアウトカム：A,B,C,D ・公募説明会を通じて本事業で定義する「子どもシェルター」への理解を深める ・採択された実行団体にヒアリングを行い、子どもシェルターの新設に対するマイルストンの認識を一致させ、事業計画・資金計画のブラッシュアップを行う	【0年目・1年目】2026年4月まで
【オリエンテーション】関係するアウトカム：A,B,C,D ・本事業の目的と中長期アウトカム、短期アウトカムを実行団体と共有する ・事業期間中のスケジュールとマイルストーンを共有する	【1年目】2026年4月
【子どもシェルター新設・法人設立の参考資料の配布】関係するアウトカム：A,B,C,D ・「子どもシェルター立ち上げブック」「子どもシェルター運営指針」「NPOマネジメント入門書」を実行団体に配布する	【1年目】2026年4月
【月次MTGの実施】関係するアウトカム：A,B,C,D ・月次MTGを実施し、マイルストーンに沿って進捗管理を行う ・子どもシェルターの新設や運営の課題、組織運営の課題を共有・発見し、助言や必要な支援を行う	【通年】2026年4月～2028年2月
【規定類の整備】関係するアウトカム：D ・公開すべき規定類整備の支援を行う ・法人化に必要な規定類整備の支援を行う ・子どもシェルターで定めるべき規定類整備の支援を行う	【2年目】2028年3月まで
【先輩シェルターによる伴走】関係するアウトカム：A,B,C,D ・すでに子どもシェルターを開設済みの団体「先輩シェルター」と実行団体をマッチングする ・開設・運営に関わる具体的な相談等を通じて先輩シェルターが実行団体を支援する	【通年】2026年6月ごろ～2029年2月
【コンサルタントによる伴走】関係するアウトカム：A,B,C,D ・MTG等でのヒアリングを通じて、最終受益者の特性等により必要性があれば、専門性のあるコンサルタント（先行事例を持つ団体等を想定）をマッチングし、支援を行う	【通年】2026年6月ごろ～2029年2月
【使用可能リソース等の情報提供】関係するアウトカム：C,D ・MTG等でのヒアリングを通じて、利用可能なリソースがあれば情報を提供する（助成金情報、補助金情報、食品物品寄贈情報など） ・組織基盤強化に際して、実行団体に専門性のあるコンサルタント等を紹介し、必要に応じて調整を行う	【通年】2026年4月～2029年2月
【集合研修】関係するアウトカム：A,B,C,D ・リアルな場での集合研修を実施し、子どもシェルター新設や組織運営に関わる研修やワークショップを実施する	【1年目・2年目】2026年8月、2027年8月
【弁護士とのマッチング】関係するアウトカム：B,D ・実行団体の構成メンバーとなる弁護士を、各地の弁護士会と連携しながらマッチングする	【2年目】2028年3月まで
【人材育成ノウハウ等の共有】関係するアウトカム：A,B,D ・職員研修、ボランティア研修、コタン研修の実施に関するノウハウの提供や講師紹介を行う	【2年目・3年目】2027年4月～2029年2月
【先行事例の見学、OJTの受け入れ】関係するアウトカム：A,B,D ・先行事例となる子どもシェルターを実行団体に紹介し、視察を受け入れる ・実行団体の必要性に応じて、先行事例となる子どもシェルターにて職員のOJTを実施する	【2年目・3年目】2027年4月～2029年2月
【出口戦略の策定支援】関係するアウトカム：C ・利用する制度や周辺制度、関係する条例の改正等について情報収集し、実行団体に提供する	【通年】2026年4月～2029年2月

【継続審査と次年度計画の見直し】関係するアウトカム：A,B,C,D ・継続審査の実施に際し、次年度の事業計画・資金計画に対してアドバイスを行う	【1年目・2年目】2027年1月、2028年1月
【評価の伴走】関係するアウトカム：A,B,C,D ・評価について研修を実施する	【通年】2026年4月（事前評価）、2027年6月（中間評価）、2028年6月（事後評価）
【評価の伴走】関係するアウトカム：A,B,C,D ・必要な指標の設定等含め、評価計画および評価実施についてアドバイスを行う ・必要に応じて評価アドバイザーの紹介を行う	【通年】2026年4月～2029年2月
【成果報告会の開催】関係するアウトカム：E,F ・事業終了時に、本事業の事業と成果に関する報告会を開催し、これから子どもシェルターを新設したい団体や個人・自治体、弁護士会等への情報提供を行うとともに、これから子どもシェルターを増やしていくための提言を行う	【3年目】2028年1月
【情報発信・提言】関係するアウトカム：E,F ・実行団体の子どもシェルター新設等の活動を、広く周知し、子どもシェルターの認知度向上を行う ・関係する制度等に対し、子どもシェルターが増え、より多くの多様な子どもたちの支援が可能となるための提言を行う	【2年目・3年目】2027年4月～2029年3月
【全国会議による他子どもシェルター等への支援】関係するアウトカム：A,B,C,D,E,F ・実行団体を含め、各子どもシェルターの現状やノウハウを共有するために全国各地の子どもシェルターを対象に全国会議を開催する ・全国会議での意見交換や実践発表を通じて、実行団体を含む各地の子どもシェルターのエンパワメントと支援力の向上を行う	【通年】2026年10月、2027年10月、2028年10月
【子どもシェルター立ち上げブックの配布】関係するアウトカム：E,F ・事業期間を通じて、希望する団体や個人に対して子どもシェルター立ち上げブックを配布する ・配布を通じてつながった団体や個人に対して情報発信を行うとともに、子どもシェルターの新設等に関する問い合わせを受け付ける	【通年】2025年11月～2029年3月

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	助成先募集・決定、助成結果等の段階ごとに情報発信を行う。ツールとしては、弊財団データベースを活用して、寄付者・関係企業へのメルマガやマスコミのパブリシティ活用、ホームページやSNS等の活用を行う。期待される効果としては、NPOや国民の休眠預金活用事業に対する理解と、浸透潜在的寄付者層への新たな寄付の喚起が期待できる。	159/200字
連携・対話戦略	弊財団のオンライン寄付サイトGiveOneに本申請事業の実行団体のプロジェクトを掲載し、広く個人、企業から寄付を募る。寄贈賛同企業、およびJANPIAの推薦する企業と協働して、現物寄付、企業等の本業を生かした参加を促進する。個人寄付者、企業、金融機関、非営利セクター、研究者、政府・自治体職員、政治家など幅広く呼びかけを行い、休眠預金事業の成果について報告会を開催する。	185/200字

VI.出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	幹事団体：中間支援組織としては既に自立、自走している。本事業の自立化に関しては、弊財団のオンライン寄付サイトでの資金調達に継続的に取り組む計画である。また本事業期間中を通じ、JANPIAや経団連と協働し、当該基金の助成先団体に対し、賛同企業からのマッチング寄付や物品の寄贈を行う仕組みづくりに取り組む。 構成団体：本事業期間中に、中間支援組織としての支援力をさらに高め、多様な子ども・若者のニーズに対応するとともに、各地の弁護士会との連携を深め、より多くの子どもたちに対して権利回復と擁護の面からも支援できる体制作り、環境作りに取り組む。また、関係省庁や自治体に対する政策提言などを通じて、子どもシェルターの開設・運営をしやすくする土壌作りに取り組む。	326/400字
--------	---	----------

実行団体	各実行団体が、各自治体において「①児童自立生活援助事業Ⅰ型（認可型子どもシェルター）」、「②官民協働等女性支援事業」、「③社会的養護自立支援拠点事業」、「④こども若者シェルター・相談支援事業」等の公的制度・資金を活用することによって、継続的・安定的に運営費を獲得できるようにする。 また、弁護士会ほか広く一般に寄付を呼び掛けて、措置費ではカバーできない運営費をカバーするための寄付金を毎年調達できるような仕組みと体制を各実行団体において構築する。また、そのための資金調達計画および資金活用計画の策定を行う。	253/400字
------	--	----------

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	796/800字
幹事団体および構成団体は、コンソーシアムとして休眠預金事業の2021年度 通常枠 草の根支援事業・全国ブロックにて「子どもシェルター新設事業」（第1フェーズ）を実施し、きめ細かい伴走支援を行いながら、3つの子どもシェルターを東京都・福井県・高知県に新設した。 また、幹事団体は下記例を含め多くの助成事業を通して、貧困や虐待等困難な状況下にある子どもに対して様々なアプローチで支援を行う全国の団体と連携しながら状況を把握し、ネットワークを構築してきた。 ①大和証券グループ 輝く未来へ こども応援基金（2017～2019年度） 貧困状況にある子どもの環境改善や貧困の連鎖を防止することを目的に、子どもを支援するチャレンジングな仕組みづくりに対し、事業を持続可能にする「事業開発段階」を支援 助成総額：39,950,000円 支援団体数：のべ15団体 ②大和証券グループ未来応援ボンド こども支援団体サステナブル基金（2020～2023年度） 自然災害の発生や感染症の拡大が生じた際にも子どもたちに対して持続的に支援を届けられるよう、事業継続性を高め組織としてのレジリエンスを向上させることを支援 助成総額：70,234,900円 支援団体数：21団体 ③ゴールドマン・サックス 地域協働型子ども包括支援基金（2020年度～現在実施中） 地域で困難を抱えた子どもと早期に出会い・繋がり・支える包括的な体制の構築に取り組む団体を支援。非資金的支援については認定NPO法人Learning for Allと協働実施 助成総額：129,398,000円 支援団体数：のべ17団体 ④フコク生命 THE MUTUAL基金（2023年度～現在実施中） 困難に直面する子どもたちやその家族を支援することを目的に、全国各地で活動している草の根団体を支援 助成総額：12,000,000円 支援団体：のべ24団体	
(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	756/800字
構成団体である子どもシェルター全国ネットワーク会議は、子どもシェルターを運営する団体にて2011年より組織され、全国各地で子どもシェルターを設置運営する団体の設立支援、経験交流、研修、連携協力等を目的に活動を行ってきた。これまで13回の全国会議と、18団体の設立支援を行った（うち3団体は第1フェーズを通じて支援したものである）。日常的にメーリングリストを活用して相互の課題解決方法の検討や、情報提供を行い、近隣の子どもシェルターと子どもの援助活動において協働・連携することもある。またそれまで子どもシェルターは公的補償がなく、寄付収入に頼る不安定な運営を余儀なくされていたが、ネットワークとして厚生労働省に対し、子どもシェルターの制度化を要望し、2012年2月に子どもシェルターが児童福祉法の児童自立生活援助事業の一類型として認可され、一定の公費収入が得られるようになった。 2004年より子どもシェルターを先駆的に運営してきた社会福祉法人カリヨン子どもセンターに事務局を置き、全国25団体（2025年6月現在）の加盟団体と連携している。 2018年は、子どもシェルターを新しく立ち上げるためのノウハウ集である「子どもシェルター立ちあげブック」を発行した。200部を発行し、全国の弁護士会単位会ならびに子どもシェルター立ち上げに関心をもつ有志らに配布した。また、2025年には改訂版を発行した。 2024年には、子どもシェルターの第三者評価のための基準策定とモデル評価を実施し、実装に向けてモデル評価を重ねている。 2025年には、2024年にこども家庭庁から提示された「こども若者シェルター・相談支援事業に関するガイドライン（案）」に対して、これまでの積み重ねた知見や調査研究、実績等を元に意見書を提出した。	

VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	4団体	
(2)実行団体のイメージ	虐待や複雑な家庭環境等により安全な居場所を失いながらも、既存の公的支援制度の狭間に置かれ、必要な支援に繋がれない子ども・若者の緊急避難所として子どもたちの利益を最優先に考え、シェルターを運営していくことを希望する法人や任意団体（準備会を含む）。	122/200字
(3)1実行団体当り助成金額	3年間の合計で1団体あたり上限2,000万円（上限金額で、2026年度300万円、2027年度850万、2028年度850万円など）。	67/200字
(4)案件発掘の工夫	公募を実施。①弊財団の子ども支援団体のリストや参画しているネットワーク、②過去に子どもシェルター全国ネットワーク会議にシェルター新設の相談をしたことがある団体や弁護士、③「子どもシェルター立ちあげブック」の購読を希望したことのある団体、④弊財団が実施した第1フェーズの成果報告会に参加した団体・専門家など、⑤全国の弁護士会などに声をかける。	170/200字

IX.事業実施体制

(1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成および各メンバーの役割・スキル等	・実施体制・・・内部9名（うち1名は構成団体）、外部4名 ・マネジメント体制・・・理事2名 ・経理体制・・・経理主担1名、補佐1名、外部支援者1名 ・PO体制・・・PO主担（事業統括、公募、実行団体の伴走支援、評価）1名、PO副担（公募、実行団体の伴走支援、評価）2名（うち1名は構成団体）、PO補佐（PO業務の事務の補佐、精算）1名 ・評価体制・・・外部評価アドバイザー（評価士資格保有）1名 ・広報体制・・・広報主担1名、外部コンサルタント1名 ・実行団体の伴走支援・・・構成団体事務局1名、外部ファンドレイザー1名、外部コンサルタント1名（実行団体事業内容に沿って選定）					288/300字
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定 ※資金分配団体用	人数		内 訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載
	4		新規採用人数 (予定も含む)		名	
		名	既存PO人数	4	名	主担：団体他事業との兼務想定。本事業業務比率34% 副担（幹事団体）：団体他事業との兼務想定。本事業業務比率34% 副担（構成団体）：団体他事業との兼務想定。本事業業務比率50% 補佐：団体他事業との兼務想定。本事業業務比率34%
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	◆ガバナンス体制 評議員（13名） 理事（7名） 監事（2名） ◆コンプライアンス体制 コンプライアンス委員会（3名） 内部通報窓口（外部）弁護士1名 内部通報窓口（組織内）専務理事 理事の中に法務・コンプライアンス担当1名 ◆利益相反に関しては、理事会においてチェックシステムを整備している。					147/200字
(4)コンソーシアム利用有無	あり					

申請団体/事業種別		資金分配団体	2025年度通常枠
事業期間		～	
資金分配団体	事業名	子どもシェルター新設事業 虐待などで家に居場所がない10代の若者に緊急避難と支援の場を	
	団体名	公益財団法人パブリックリソース財団	

	助成金
事業費	94,094,480
実行団体への助成	80,000,000
管理的経費	14,094,480
プログラムオフィサー関連経費	27,219,750
評価関連経費	8,675,000
資金分配団体用	4,675,000
実行団体用	4,000,000
合計	129,989,230

1. 事業費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	1,718,838	16,125,214	38,125,214	38,125,214	94,094,480
実行団体への助成	0	12,000,000	34,000,000	34,000,000	80,000,000
－					
管理的経費	1,718,838	4,125,214	4,125,214	4,125,214	14,094,480

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	3,278,750	7,987,000	7,987,000	7,967,000	27,219,750
プログラム・オフィサー人件費等	2,071,250	4,971,000	4,971,000	4,971,000	16,984,250
その他経費	1,207,500	3,016,000	3,016,000	2,996,000	10,235,500

3. 評価関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	100,000	2,357,000	2,469,000	3,749,000	8,675,000
資金分配団体用	100,000	1,157,000	1,269,000	2,149,000	4,675,000
実行団体用	0	1,200,000	1,200,000	1,600,000	4,000,000

4. 合計 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	5,097,588	26,469,214	48,581,214	49,841,214	129,989,230

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	3,120,000	96.8%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

[illegible]

① コンソーシアムを組成する目的

本事業をコンソーシアムにて実施する理由は、以下の通り。

1. 幹事団体(公益財団法人パブリックリソース財団)は、子どもシェルターの立ち上げや運営に関するノウハウは持ち合わせていないが、NPOなど非営利組織のマネジメント強化や組織基盤整備の支援を得意としている。例えば、SROI評価の実施や、New Philanthropy Capitalの「優れたNPOとは」の指標をもとにした独自の審査基準によるオンライン寄付サイトGive Oneの運営などである。こうした専門性を活かし、実行団体への伴走支援を行うとともに、ファンドレイジング手法の一環としてGive Oneの活用も提案可能である。
2. 構成団体(子どもシェルター全国ネットワーク会議)は、2011年に子どもシェルター運営団体によって設立され、全国各地に設置された子どもシェルターの運営支援や経験交流、研修、連携促進などに取り組んでいる。2018年には、子どもシェルターの立ち上げ・運営のノウハウ集である「子どもシェルター立ち上げブック」を発行し、2025年にはその改訂版も刊行した。こうした実績を通じて、子どもシェルターの立ち上げ・運営に関する専門的なノウハウを蓄積しており、それを活かして実行団体の伴走支援を行う。

② 幹事団体・構成団体の担当業務(コンソーシアム協定書 別紙2に該当する部分)

幹事団体(公益財団法人パブリックリソース財団)の役割

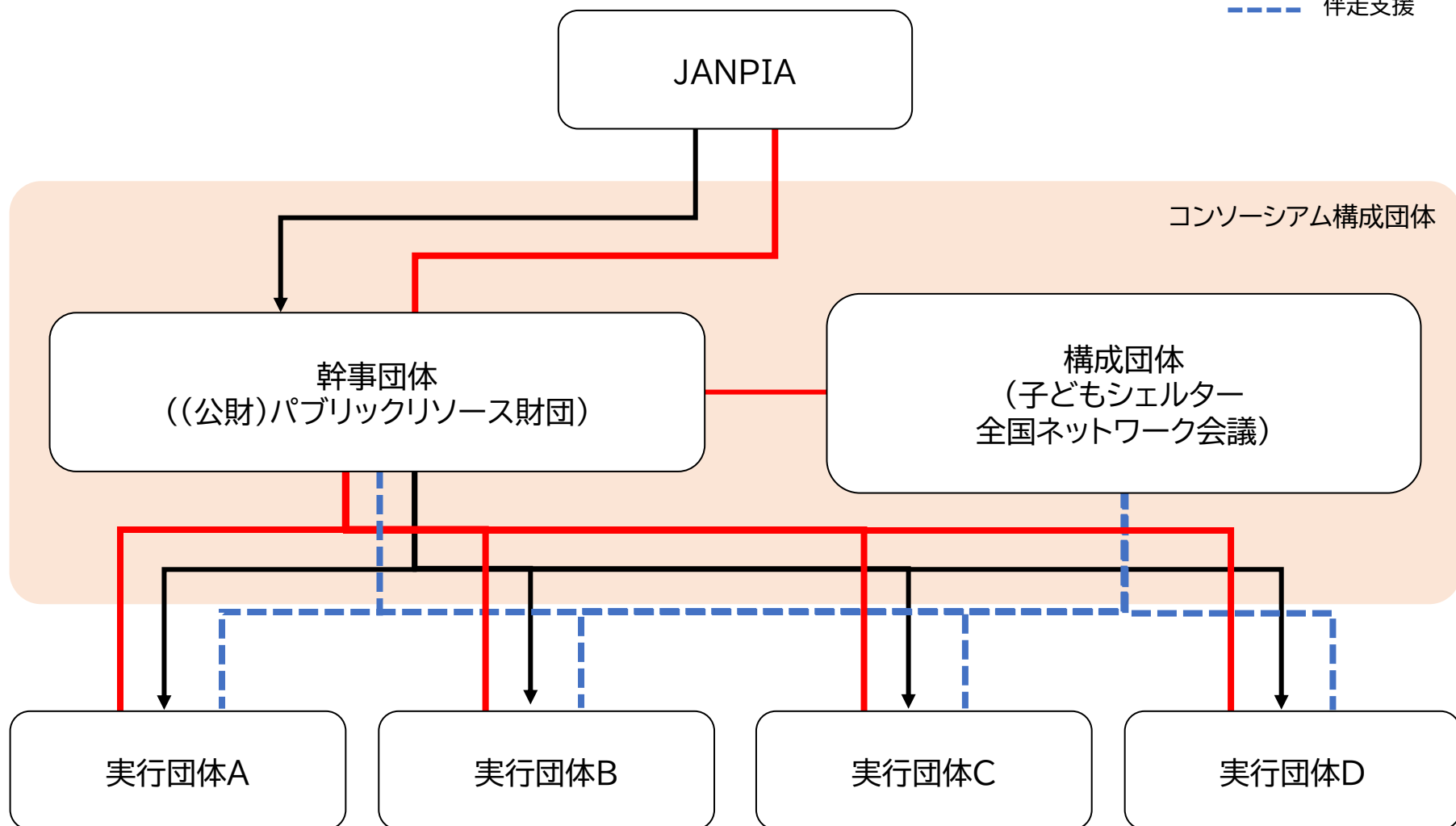
- ・ 幹事団体としてのJANPIAとの契約、精算業務。
- ・ JANPIAに提出する月次、年次の各種報告書類等の作成。
- ・ 公募要領、応募用紙の作成、公募の実施。
- ・ 審査委員会(継続審査会含む)の運営。
- ・ 実行団体の月次進捗管理、経理管理。
- ・ 実行団体の評価活動の支援。

構成団体(子どもシェルター全国ネットワーク会議)の役割

- ・ 公募要領、応募用紙作成に関する協力。
- ・ 公募時における広報協力、案件発掘。
- ・ 審査時における子どもシェルター新設可能性についての検証。
- ・ 伴走支援の実施(先輩シェルターと実行団体のマッチング、子どもシェルター立ち上げおよび運営ノウハウの提供・相談対応、地域の弁護士会(単位会)との連絡調整や弁護士人材の紹介、他)
- ・ 子どもシェルター全国会議の実施。

③ コンソーシアム体制図

- 契約
- 助成金支払
- 伴走支援



④ コンソーシアム運営規則(コンソーシアム協定書 別紙3に該当する部分)

※次ページ参照

「子どもシェルター新設コンソーシアム」運営規則

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 この規則は、公益財団法人パブリックリソース財団（以下「甲」という。）と子どもシェルター全国ネットワーク会議（以下「乙」という。）が締結したコンソーシアム協定書（以下「協定書」という。）に基づき設置する運営委員会（以下「委員会」とする。）に関し必要な事項を定め、その適切且つ円滑な運営を図ることにより、コンソーシアムの適正な運営に資することを目的とする。

（役割）

第 2 条 委員会は、協定書第 7 条第 2 項に定めるとおり、甲乙それぞれの担当業務の進捗状況の管理、監督等を行い、コンソーシアムの適正な運営によるその事業の適正な実施を確保することを役割とする。

（委員会の構成）

第 3 条 委員会は、甲乙それぞれが役員又は職員の中から 2 名ずつ選出する運営委員（以下「委員」という。）の全てをもって組織する。

- 2 委員会には、会議の議長となり会務を統括する委員長 1 名を置くこととし、甲が、選出した委員の中から指名する。
- 3 委員長は、必要と認めたときは、他の全委員の中から副委員長を指名することができる。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときには、その職務を代行する。

（会議の開催及び招集）

第 4 条 委員会の会議は、原則として毎月 1 回開催することとし、委員長が招集する。

- 2 前項に関わらず、委員長が必要と認めたとき若しくは他の委員から求めがあったときは、委員長は臨時会議を招集することができる。
- 3 招集は、会議の日時、場所若しくは方法及び目的である事項を記載した通知を、開催日の 2 日前までに、電磁的方法により発出することにより行う。

（議事）

第 5 条 委員会の会議の開催は、委員の過半数を開催の定足数とする。

- 2 決議は、出席した委員の過半数をもって成立する。但し、甲から選出された委員の賛成票が含まれない場合は不成立とする。
- 3 賛否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(決議事項)

第6条 委員会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 協定書に定める事項（カッコ内は協定書の該当箇所）

- イ 甲乙それぞれの担当業務の変更（第6条第1項）
 - ロ 甲若しくは乙の担当業務の全部又は一部の第三者への委託の承認（第6条第3項）
 - ハ 甲乙それぞれの担当業務の実施状況に関する報告書の承認（第6条第5項）
 - ニ コンソーシアムの適正な運営によるその事業の適正な実施に必要な体制の整備、運用等を行う責任者の選任（第7条第2項）
 - ホ 協定書及び運営委員会の議事録の開示を行うための具体的な手続き等の必要事項（第8条第4項）
 - ヘ 「指定口座」からの現金の出金の承認（第9条第3項）
 - ト 甲若しくは乙がその担当業務の実施又は完了が困難と認めること及び当該業務を他方が代わって実施することの決定（第10条第2項）
 - チ 甲若しくは乙が諸事情によりコンソーシアムの構成団体であることが不相当と認め脱退させることの決定（第12条第3項）
 - リ コンソーシアムの解散（第18条第1項第3号）
 - ヌ その他協定書に定める関連事項
- (2) その他委員長が重要と認める運営に関する事項

(協議事項)

第7条 委員会は、前条第1号チにより不相当な団体を脱退させる場合、委員会はその担当業務の代行、承継等、コンソーシアムの運営等の継続に必要な事項について協議を行う。

(報告事項)

第8条 甲乙それぞれは、委員会に対し、各事業年度（毎年4月1日から翌年の3月31日とする）の終了の日から15日以内に、所定の様式による当該事業年度における業務実施状況に関する報告書を提出しなければならない。

(議事録)

第9条 委員会の議事については、書面をもって次の事項を内容とする議事録を作成し、委員長及び乙が選出した委員のうち1名は、これに記名押印しなければならない。

イ 委員会が開催された日時及び場所若しくは方法

ロ 出席した委員の氏名

ハ 議事の経過の要領及びその結果

- 2 委員会は、第三者から正当な理由に基づく開示の請求があったときは、議事録を開示するものとする。開示を行うための手続き等の必要事項は別途定める。

(事務局)

第 10 条 委員会の事務局には、甲の事務局が当たり、委員長の指示に基づき会議日程の調整、議事資料及び議事録の作成等の事務を行う。

(改 廃)

第 11 条 この規則の改廃は委員会の決議による。

附 則

この規則は、協定書締結の日から施行する。

⑤ コンソーシアムにおける本事業の出口戦略

伴走支援においては、実行団体への支援のみにとどまらず、構成団体の組織基盤強化にも取り組む。

1. 子どもシェルターが全都道府県に少なくとも1箇所設置され、各地で安定的に運営されるため、中間支援組織としての支援力(1)2021年度通常枠(第1フェーズ)で得た伴走支援の実践とそのノウハウの蓄積、2)新規・既存を問わず、休止に至らないための支援の在り方や必要な支援内容をより明確にする)をさらに高める。
2. 上記に加えて、子どもシェルター分野の中間支援組織として、多様な子ども・若者のニーズに対応するとともに、各地域の単位会(弁護士会)との連携を深め、弁護士とのマッチング体制整備にも取り組む。
3. 本事業実行団体の出口戦略として、「①児童自立生活援助事業Ⅰ型(認可型子どもシェルター)」「②官民協働等女性支援事業」「③社会的養護自立支援拠点事業」「④こども若者シェルター・相談支援事業」等を活用した子どもシェルターのモデル事業の展開と提言を行う。また、関係省庁や設置予定所轄庁を含めた自治体に対し政策提言を進め、子どもシェルターの開設・運営を促進する土壌作りに取り組む。
4. 子どもシェルターの認知度向上と関心層へのアプローチのため、構成団体が持つネットワークや、2021年度通常枠(第1フェーズ)で得た繋がりを活用し、広報活動を行う。
5. 上記1～4の取り組みを進めることで、事業終了から10年ほどの間に、全ての都道府県に少なくとも1つの子どもシェルターが設置されるための土台が整っていく可能性がある(現在は17都道府県に設置済み、残り30県)。また、本事業で定義する子どもシェルターの存在やその活動についての認知が広がり、地域の多機関との連携が進むことで、社会的養護制度の狭間で居場所をなくした概ね15歳～20歳の子ども・若者を支えるセーフティーネットが、より確かな形で地域社会に根付いていくことが期待される。

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別		公益財団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名			公益財団法人パブリックリソース財団	
郵便番号			104-0043	
都道府県			東京都	
市区町村			中央区	
番地等			湊二丁目16番25号	
電話番号			03-5540-6256	
WEBサイト(URL)		団体WEBサイト	https://www.public.or.jp/	
		その他のWEBサイト (SNS等)	https://www.facebook.com/public.resources.foundation/?locale=ja_JP	
			https://giveone.net/index.html	
設立年月日			2012/03/06	
法人格取得年月日			2013/01/17	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	クスミ ツヨシ
	氏名	久住 剛
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	クスミ サチコ
	氏名	久住 幸子
	役職	代表理事

(3)役員

役員数 [人]	22
理事・取締役数 [人]	7
評議員 [人]	13
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	14
常勤職員・従業員数 [人]	10
有給 [人]	10
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	4
有給 [人]	4
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体正会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	のべ532
申請前年度の助成総額 [円]	401,294,661
助成した事業の実績内容	子どもの貧困、女性リーダー支援、緊急支援、移民・難民支援、障がい者支援、被災地支援等多数

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	資金提供者：社会技術研究開発センター（RISTEX） 助成事業：「寄付を媒介とした多世代共創モデルの提案」 寄付対象の信頼性を担保する寄付適格性評価、多様な世代に適した情報発信と寄付の仕組み、寄付の成果を検証する評価手法を検討し、個人や企業の金融資産の一部を「ソーシャルなお金」として動員するために有効な手法を提案

(12)) 休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

[illegible]

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	任意団体	資金分配団体/活動支援団体
団体名	子どもシェルター全国ネットワーク会議		
郵便番号	115-0055		
都道府県	東京都		
市区町村	北区		
番地等	赤羽西3-33-3		
電話番号	03-6458-9120		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://carillon-cc.or.jp/meeting/	
	その他のWEBサイト (SNS等)		
設立年月日	2011/03/01		
法人格取得年月日			

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ウノ イチロウ
	氏名	鵜野 一郎
	役職	代表
代表者(2)	フリガナ	アボ チアキ
	氏名	安保 千秋
	役職	副代表

(3)役員

役員数 [人]	0
理事・取締役数 [人]	0
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	0
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	1
常勤職員・従業員数 [人]	0
有給 [人]	0
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	1
有給 [人]	1
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	25
団体正会員 [団体数]	25
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	行っていない
----------------	--------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	
申請前年度の助成総額 [円]	
助成した事業の実績内容	

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	なし
助成を受けた事業の実績内容	

(12)) 休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

[illegible]

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所まで、記入漏れがないかご確認ください。

事業名:	子どもシェルター新設事業 第2フェーズ
団体名:	公益財団法人パブリックリソース財団
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。

過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必須です。

(注意事項)
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。

記入完了	記入完了	記入完了
------	------	------

規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	(1)定款 (2)評議員会運営規則	(1)20条 (2)3条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	同上	(1)21条 (2)3条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	同上	(1)19・20条 (2)3条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	同上	(1)22条 (2)5・6条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	同上	(1)19条 (2)11条	
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	同上	(1)25条1・2項 (2)12条1・2・4項	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	同上	同上	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		公募申請時に提出	同上	(1)27条 (2)16条	
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	(1)定款 (2)評議員会運営規則	(1)30条5項	
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	同上	(1)30条6項	
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	(1)定款 (2)理事会運営規則	(1)41条 (2)2条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	同上	(1)42条1・2項 (2)4条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	同上	(1)41条 (2)2条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	同上	(1)42条3・4項 (2)5条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	同上	(1)40条 (2)16条	
(6)決議 (過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	同上	(1)45条 (2)8条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	同上	同上	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	同上	(1)47条 (2)18条	
● 理事の職務権限に関する規程					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	理事の職務権限規程	4条	
● 監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	(1)定款 (2)監事監査規程	(1)32条 (2)3・4条	
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程					
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規程	4条	
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	同上	5条	

● 倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	(日本国憲法)	(13条)
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	(1)法人法 (2)認定法 (3)倫理規程 (4)コンプライアンス推進規程	(1)65条 (2)6条 (3)4条 (4)4条2項5号
(3)私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	(1)倫理規程 (2)コンプライアンス推進規程 (3)就業規則	(1)5条 (2)4条2項 (3)19条オ
(4)利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	(1)法人法 (2)公益法人会計基準・同注解 (3)定款 (4)理事会運営規則 (5)倫理規程 (6)コンプライアンス推進規程	(1)704条、92条 (2)第5(14)・注17 (3)36条 (4)117条 (5)6条 (6)4条2項
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	(1)認定法・同施行令 (2)倫理規程	(1)5条・1条 (2)6条2項
(6)ハラスメントの防止		公募申請時に提出	(1)コンプライアンス推進規程	(1)4条2項
(7)情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	(1)定款 (2)倫理規程	(1)58条 (2)7条
(8)個人情報の保護		公募申請時に提出	(1)定款 (2)倫理規程 (3)個人情報保護に関する基本方針	(1)59条 (2)8条 (3)
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	(1)法人法 (2)定款 (3)理事会運営規則 (4)倫理規程 (5)コンプライアンス推進規程 (6)助成・寄贈審査委員会規程 (7)役員員等の利益相反等防止のための自己申告等規程	(1)84条、92条 (2)36条 (3)17条 (4)6条 (5)4条2項 (6)2条1号、5条3項 (7)全条
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	(1)認定法・同施行令 (2)倫理規程 (3)役員員等の利益相反等防止のための自己申告等規程	(1)5条・1条 (2)6条2項 (3)全条
(2)自己申告 「役員員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	役員員等の利益相反等防止のための自己申告等規程	全条
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス推進規程	5条
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	同上	5条、6条
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	内部通報規程	8条3項
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報規程(※JANPIA資金分配団体等役員員専用ヘルプラインも活用)	4条
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	同上	8条4項、9条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	(1)定款 (2)事務局規程	(1)55条1項 (2)2条1項
(2)職制		公募申請時に提出	(1)定款 (2)事務局規程	(1)55条2項 (2)2条2・3項
(3)職責		公募申請時に提出	事務局規程	3条
(4)事務処理(決裁)		公募申請時に提出	同上	5～7条
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規程	2～5条、7～10条
(2)給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	同上	6条、11～13条
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	6条
(2)文書の整理、保管		公募申請時に提出	同上	9条
(3)保存期間		公募申請時に提出	同上	10条、別表
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	(1)定款 (2)情報公開規程	(1)11条2項、12条2～4項、27条3項、47条3項、56条2項 (2)8条、別表
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	6条、7条
(2)緊急事態の範囲		公募申請時に提出	同上	12条
(3)緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	同上	15条
(4)緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	同上	13条、14条、16条～24条
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	公募申請時に提出	(1)平成20年公益法人会計基準・注解 (2)同会計基準の運用指針 (3)経理規程	(1)第1～4、第2～27/注4～2・注6、第3～2/注6・13 (2)7、10、12・12・12
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	10条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	同上	6条、21条
(4)勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	同上	11条～15条
(5)金銭の出納保管		公募申請時に提出	同上	20条～27条
(6)収支予算		公募申請時に提出	(1)定款 (2)経理規程	(1)11条 (2)16条～19条
(7)決算		公募申請時に提出	同上	(1)12条 (2)42条～47条

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認ください。

事業名:	子どもシェルター新設事業 第2フェーズ
団体名:	子どもシェルター全国ネットワーク会議
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必須です。

(注意事項)
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
確認が必要です。E列に未記入があります。	確認が必要です。F列に未記入があるか、提出時期と整合していません(E列が「内定後提出」「提出不要」の場合は空欄にしてください)	確認が必要です。G列に未記入があるか、提出時期と整合していません。(E列が「内定後提出」「提出不要」の場合は空欄にしてください)

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	子どもシェルター全国ネットワーク会議規約	第5章第23条
(2)招集権者		公募申請時に提出	子どもシェルター全国ネットワーク会議規約	第5章第24条
(3)招集理由		公募申請時に提出	子どもシェルター全国ネットワーク会議規約	第5章第24条
(4)招集手続		公募申請時に提出	子どもシェルター全国ネットワーク会議規約	第5章第24条
(5)決議事項		公募申請時に提出	子どもシェルター全国ネットワーク会議規約	第5章第22条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	子どもシェルター全国ネットワーク会議規約	第5章第27条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	子どもシェルター全国ネットワーク会議規約	第5章第29条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		公募申請時に提出	子どもシェルター全国ネットワーク会議規約	第5章第28条
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款			
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること				
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則			
(2)招集権者				
(3)招集理由				
(4)招集手続				
(5)決議事項				
(6)決議 (過半数か3分の2か)				
(7)議事録の作成				
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること				
● 理事の職務権限に関する規程				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程			
● 監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程			
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	会員及び役員の報酬等並びに費用に関する規程	第4条、別表
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	会員及び役員の報酬等並びに費用に関する規程	第5条

● 倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規程	第4条
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程	第5条
(3)私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	第6条
(4)利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(6)ハラスメントの防止		内定後1週間以内に提出		
(7)情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程	第8条
(8)個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規程	第9条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	※実行団体の選定・監督は幹事団体が行う	
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規定	第6条、第7条
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	役職員等の利益相反等防止のための自己申告等規程	第4条
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	事務局規程	第6条
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	事務局規程	第6条
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	社会福祉法人カリオン子どもセンター 常用職員就業規則	第25条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	事務局規程	第7条
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	事務局規程	第8条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程	第2条
(2)職制		公募申請時に提出	事務局規程	第2条
(3)職責		公募申請時に提出	事務局規程	第3条
(4)事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	第4条
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	会員及び役員の報酬等並びに費用に関する規程	第4条、別表
(2)給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	会員及び役員の報酬等並びに費用に関する規程	第4条、第5条、別表
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	社会福祉法人カリオン子どもセンター 文書管理規程	第3条
(2)文書の整理、保管		公募申請時に提出	社会福祉法人カリオン子どもセンター 文書管理規程	第4条
(3)保存期間		公募申請時に提出	社会福祉法人カリオン子どもセンター 文書管理規程	第5条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	第8条、別表
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第6条
(2)緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第12条
(3)緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第15条
(4)緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第16条～第24条
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	公募申請時に提出	社会福祉法人カリオン子どもセンター 経理規程	第6条
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	社会福祉法人カリオン子どもセンター 経理規程	第3条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	社会福祉法人カリオン子どもセンター 経理規程	第8条
(4)勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	社会福祉法人カリオン子どもセンター 経理規程	第11条、第12条
(5)金銭の出納保管		公募申請時に提出	社会福祉法人カリオン子どもセンター 経理規程	第4章
(6)収支予算		公募申請時に提出	社会福祉法人カリオン子どもセンター 経理規程	第3章
(7)決算		公募申請時に提出	社会福祉法人カリオン子どもセンター 経理規程	第9章

公 益 財 団 法 人
パブリックリソース財団
定 款

2013年 1月17日 施行
2014年 8月29日 変更

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、公益財団法人パブリックリソース財団と称し、英文では、Public Resource Foundation と表示する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 当法人は、理事会の決議をもって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、人々が持つ利他的な志を尊重し最大限に生かすため、人々の持つ資源を寄付という形で新たな未来を創造する社会的活動につなげ、社会を変える資源の流れをつくることによって、人々の志を実現し、一人ひとりの生命と尊厳が守られる持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民や企業等の社会創造への志に裏打ちされた資金等の資源を募り、管理・活用する事業
- (2) 市民や企業等から提供される不動産等の資産を社会創造に生かすために管理・活用する事業
- (3) 市民や企業等に対して寄付の方法や社会貢献活動等の情報提供、相談、コンサルティング事業
- (4) 寄付を推進するための普及啓発等に関する物品及び出版物等の企画、制作、頒布を行う事業
- (5) 寄付を推進する仕組みやプロジェクトの企画及び実施に係る事業
- (6) 社会的活動を行う団体等に対して助成、融資、出資、顕彰、医療機器の寄贈及びその他の物品の寄贈等を行う事業
- (7) 社会的活動を行う団体等の行う資金調達を促進するために支援を行う事業
- (8) 社会的活動を行う団体等に対して経営や組織体力強化に必要な資源を提供する事業
- (9) 寄付や社会貢献活動等のあり方や解決すべき社会的課題及び社会的活動等に関する調査研究、情報発信、政策提言に関する事業
- (10) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、日本全国及び海外において行うものとする。

(機関の設置)

第5条 当法人は、評議員、評議員会、理事、理事会、監事を置く。

(公告)

第6条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 財産及び会計

(財産の拠出)

第7条 特定非営利活動法人パブリックリソースセンターは、現金300万円を、当法人の設立に際して拠出する。

(財産の種別)

第8条 当法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、第4条の事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とし、専ら第4条の事業を行うほか当法人の運営経費に充てる。

(財産の管理・運用)

第9条 当法人の財産の管理・運用は、代表理事が行うものとし、その方法は理事会の決議を得るものとする。

(基本財産の維持及び処分)

第10条 基本財産については、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の全部もしくは一部を処分または担保に提供する場合には、理事会及び評議員会の決議を得なければならない。

(事業計画及び収支予算)

第11条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会に報告しなければならない。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第12条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号についてはその内容を報告し、第2号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 収支決算

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 評議員及び役員の名簿

(3) 評議員及び役員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 定款については、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

4 貸借対照表は、定時評議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(事業年度)

第13条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までに終わる。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第14条 当法人に、評議員5名以上20名以内を置く。

(選任及び解任)

第15条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議によって行う。

2 評議員を選任する場合は、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及び配偶者又は3親等以内の親族

- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他財産によつて生計を維持している者
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者
- (2)他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
 - ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ①国の機関
 - ②地方公共団体
 - ③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- 3 評議員はこの法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（任期）

- 第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第17条 評議員に対して、その職務執行の対価として、各年度の総額200万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める役員等の報酬等並びに費用に関する規程に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員等の報酬等並びに費用に関する規程による。

第2節 評議員会

(構成)

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第19条 評議員会は、次の事項に限り決議することができる。

(1) 評議員の選任及び解任並びに理事及び監事の選任及び解任

(2) 貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの付属明細書並びに財産目録の承認

(3) 定款の変更

(4) 事業の全部又は一部の譲渡

(5) 残余財産の帰属先の決定

(6) 基本財産の処分又は除外の承認

(7) 役員等の報酬等並びに費用に関する規程

(8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定めた事項

(開催)

第20条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時評議員会は、必要がある場合は、いつでも開催することができる。

(招集)

第21条 評議員会は、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、代表理事は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第22条 代表理事は、評議員会の開催日の7日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第23条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

第24条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第25条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別な利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 事業の全部又は一部の譲渡

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定めた事項

3 評議員、理事又は監事を選任する決議に際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。評議員、理事又は監事の候補者の合計数が第14条、第29条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛同を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第26条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及びその評議員会において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印又は電子署名する。ただし、評議員会の決議の省略があった場合及び評議員会への報告の省略があった場合はこの限りではなく、法令で定めるところによる。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

(評議員会規則)

第28条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規則による。

第4章 役員及び理事会

第1節 役員

(役員等)

第29条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事5名以上10名以内
- (2) 監事2名以内

2 理事のうち、2名以内を代表理事、2名以内を業務執行理事とする。

(選任等)

第30条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、1名を理事長、1名を専務理事とすることができ、理事長及び専務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。
- 4 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 7 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務権限)

第31条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、当法人の業務の執行を決定する。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を執行する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けた時は、理事長の職務を代行する。
- 4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第32条 監事は、理事の職務の執行を監査するとともに、各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

- 3 監事は、理事会に出席し意見を述べる。
- 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告する。
- 5 前項の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求する。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。
- 6 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告する。
- 7 監事は、理事が当法人の目的の範囲外の行為、その他法令若しくは定款に違反する行為をし、またはその行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。

(役員任期)

第33条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 3 役員は、第29条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第34条 役員が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第35条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、評議員会において別に定める役員等の報酬等並びに費用に関する規程に従って算定した額を、評議員会の決議を経て、報酬として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、役員等の報酬等並びに費用に関する規程に従って、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員等の報酬等並びに費用に関する規程による。

(取引の制限)

第36条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第37条 当法人は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第198条において準用する同第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 当法人は、外部役員等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(顧問)

第38条 当法人に顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 顧問は、当法人への助言や協力を行い、代表理事に対し、意見を述べることができる。
- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、顧問にはその職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第2節 理事会

(構成)

第39条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第40条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事並びに業務執行理事の選定及び解職
- (4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (5) 事業計画及び収支予算の決定
- (6) 事業報告及び収支決算の決議
- (7) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

- (8) 重要な財産の処分及び譲受け
- (9) 多額の借財
- (10) 事務局長等の重要な使用人の選任及び解任
- (11) 事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (12) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
- (13) 第37条1項に基づく損害賠償責任の一部免除

(開催)

第41条 通常理事会は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回開催する。

2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事が必要と認めて代表理事に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第42条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 代表理事は、前条第2項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の5日前までに、通知しなければならない。

4 理事及び監事の全員の同意のあるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第43条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは出席した理事の中から議長を互選する。

(定足数)

第44条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第45条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第46条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

2 理事会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日その他法務省令で定める事項を議事録に記載又は記録しなければならない。

(議事録)

第47条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、代表理事の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。また、理事会の決議の省略があった場合及び理事会への報告の省略があった場合はこの限りではなく、法令で定めるところによる。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。第46条第2項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

(理事会規則)

第48条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第5章 賛助会員

(賛助会員)

第49条 当法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとするものを賛助会員とすることができる。

2 賛助会員は、理事会の定めるところにより、当法人の事業活動に参加することができる。

3 賛助会員は、理事会の定めるところにより、賛助会費を納入しなければならない。

4 賛助会費は、全額、運営経費として使用する。

5 前各項に定める場合を除くほか、賛助会員及び賛助会費に関して必要な事項は、理事

会の決議により別に定める賛助会員及び賛助会費規程による。

第6章 定款の変更、合併、事業の譲渡、解散及び清算

(定款の変更)

第50条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる決議によって変更することができる。

2 当法人の目的事業並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(合併等)

第51条 当法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第52条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令に定める事由によって解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第53条 当法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分等)

第54条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 事務局

(設置等)

第55条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

- 3 事務局長等の重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第56条 事務局には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 評議員、理事、監事の名簿
 - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
 - (5) 財産目録
 - (6) 役員等の報酬等並びに費用に関する規程
 - (7) 事業計画書及び収支予算書
 - (8) 事業報告書及び計算書類等
 - (9) 監査報告書
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の書類及び帳簿の閲覧については、法令の定めるところによる。

第8章 補則

(委員会)

第57条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、理事会の同意を得て、代表理事が依嘱する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(情報公開)

第58条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、法令の定めによるほか、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第59条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、法令の定めによるほか、理事会の決議により別に定める。

第9章 附則

(設立時評議員)

第60条 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員	秋葉 武	雨森孝悦	江橋 崇	中村陽一	槇ひさ恵
	山崎富一	湯瀬秀行	勝又英子		

(設立時役員等)

第61条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	久住 剛	岸本幸子	伊藤聡子	今田 忠	角方正幸
	鷹野秀柁	土肥寿員	西田治子		
設立時代表理事	久住 剛	岸本幸子			
設立時監事	跡田真澄				

(最初の事業計画等)

第62条 当法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第9条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

(最初の事業年度)

第63条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成24年3月31日までとする。

(設立者の氏名及び住所)

第64条 設立者の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所	
設立者	特定非営利活動法人パブリックリソースセンター

(法令の準拠)

第65条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

子どもシェルター全国ネットワーク会議 規約

2015年10月11日 施行

2019年11月23日 第2条改訂

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、「子どもシェルター全国ネットワーク会議」という。

(事務所)

第2条 この団体は、事務所を、社会福祉法人カリヨン子どもセンター事務局内（東京都江戸川区南小岩3-8-10）に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この団体は、全国各地で子どもシェルターを設置運営する団体の設立支援、経験交流、研修、連携協力等を行うことにより、困難を抱える子どもの権利保障の実現をめざす活動を行うことを目的とする。

(子どもシェルター)

第4条 前条の「子どもシェルター」とは、困難を抱える子どもへの緊急支援、短期の滞在期間での集中的な支援、弁護士が運営にかかわり法的支援を行える体制等を主な特色として行われるものであり、児童自立生活援助事業実施要綱の第12に定めるものであるが、具体的には以下の特色を有する施設を指す。

- (1) 虐待、非行、家庭崩壊などの困難により、帰る場所を失った子どもの緊急避難場所である。
- (2) 子どもの権利保障、最善の利益保障を運営の基本理念とする。
- (3) 小規模な家庭的雰囲気を保つ。
- (4) 緊急に救済、支援を要する子どもが直接に利用できる。
- (5) 子どもへの福祉、法、医療、心理、教育などの総合的な支援を目指す。
- (6) 利用する子どもに子ども担当弁護士をあっせんするなど、子どもの意見表明を具体化させる方策がはかられている。
- (7) 支援にあたっては、児童相談所、福祉事務所、家庭裁判所、保護観察所など、子どもに関わる多機関との連携協力を目指している。

(事業)

第5条 この団体は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 子どもシェルターの設置運営を目指す準会員の支援
- (2) 会員相互の情報交換のためのメーリングリストの設置運営。
- (3) 経験交流会の実施。
- (4) 子どもシェルター職員、設置運営者のための研修。
- (5) 子どもシェルター広報のためのシンポジウム、市民集会等の企画運営

- (6) 子どもシェルター制度改善に向けた、国、地方公共団体等への陳情および折衝
- (7) その他本会の目的達成のために必要な事業。

第3章 会員

(種別)

第6条 この団体の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 この団体の目的に賛同し、子どもシェルターを設置運営している団体。既に設立したが、現在休止中の団体も含む。
- (2) 準会員
 - 1 この団体の目的に賛同し、子どもシェルターを設置運営しようとしている団体または個人。
 - 2 この団体の目的に賛同し、更生保護施設、ファミリーホームなどの制度を用いて、子どもシェルターと同様の目的で活動を行う団体または個人。

(入会)

第7条 正会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書を事務局に提出する。

2 代表は、入会申込みがあったときは、拒否する正当な理由がない限り、入会を認めるものとする。入会を認めないときは、すみやかに、理由を付して、書面をもって申込者に通知する。

3 準会員として入会しようとするものも、前2項に準じて申込手続を行う。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、以下の入会金及び年会費を納入しなければならない。

入会金 1万円

年会費 2万円（納入時期：毎年12月末日）

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員、準会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正会員が継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 継続して1年以上連絡がとれなくなったとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表が別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この規約等に違反したとき。

(2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、年会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この団体に次の役員を置く。

(1) 代表 1名

(2) 副代表 2名以内

(選任等)

第14条 代表及び副代表は、総会において、正会員の構成員の中から選任する。

(職務)

第15条 代表は、この団体を代表し、その業務を総理する。

2 副代表は、代表を補佐する。

(任期等)

第16条 代表及び副代表の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(欠員補充)

第17条 代表が欠けたときは、あらかじめ定めた副代表が代表の職務を行う。

(解任)

第18条 代表及び副代表が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

この場合、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(職員)

第19条 この団体に、事務局員を置くことができる。

2 事務局員は、代表が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この団体の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

2 準会員は、代表の許可を得て、総会に参加することができる。ただし、議決権は有しない。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 規約の変更

(2) 解散

- (3) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (4) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (5) 代表の選任等に関する事項
- (6) 事務局の組織等に関する事項
- (7) その他この団体の運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認め招集をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第24条 総会は、代表が招集する。

- 2 代表は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の構成員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、1団体1票とし、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項、次条第1項、第34条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議

決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - 2 議事録には、議長及び代表が署名又は記名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成を行った者の氏名

第6章 資産及び会計

(資産の管理)

第30条 この団体の資産は代表が管理し、その方法は代表が別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この団体の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第32条 この団体の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに代表が事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、その年度終了後4か月以内に総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第33条 この団体の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

第7章 規約の変更、解散

(規約の変更)

第34条 この団体が規約を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

(解散)

第35条 この団体は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする事業の成功の不能
- (3) 正会員がいなくなったとき

- 2 前項第1号の事由によりこの団体が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第36条 この団体が解散したときに残存する財産は、総会において選定したものに帰属するものとする。

第8章 雑則

(細則)

第37条 この規約の施行について必要な細則は、代表がこれを定める。

附則

- 1 この規約は、2015年10月11日から施行する。
- 2 この団体の設立当初の代表は、第14条の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

代表	坪井節子
副代表	多田 元
副代表	影山秀人
- 3 この団体の設立当初の代表の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2017年8月31日までとする。
- 4 この団体の設立当初の事業計画及び収支予算は、第32条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この団体の設立当初の事業年度は、第33条の規定にかかわらず、成立の日から2016年8月31日までとする。
- 6 本規約は、2011年3月21日付「子どもシェルター全国ネットワーク会議活動方針」を改訂したものである。